平成２３年（フ）第１４０号
山口市小郡上郷3090番地１　森ハイツＢ107
破産者　中山　悦子
１　決定年月日　平成24年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８号
熊本県人吉市蟹作町160番地28　エクラタン和202号
破産者　川畑　浩司
１　決定年月日　平成24年３月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第６０号
北海道美唄市字チャシュナイ1016番地42
破産者　土門　政雄
１　破産債権の届出期間　平成24年４月17日まで
２　一般調査期日　平成24年５月18日午前10時
平成24年３月27日
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第８８１号
広島県安芸郡海田町大立町２番６－３号
破産者　小柳塗装こと　小柳　正月
１　破産債権の届出期間　平成24年４月26日まで
２　一般調査期日　平成24年６月20日午後３時30分
平成24年３月27日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８８２号
広島県安芸郡海田町大立町２番６－３号
破産者　小柳紀美恵
１　破産債権の届出期間　平成24年４月26日まで
２　一般調査期日　平成24年６月20日午後３時30分
平成24年３月27日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６０号
北海道伊達市山下町138番地
破産者　株式会社掛川土建
１　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
２　一般調査期日　平成24年６月５日午前11時
平成24年３月27日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１７１１号
京都市伏見区深草大亀谷大山町27番地145
破産者　吉村　俊夫
１　破産債権の届出期間　平成24年５月８日まで
２　一般調査期日　平成24年５月29日午後１時30分
平成24年３月27日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３３８号
大分市志村２丁目５番１号
破産者　ゴトー不動産設計有限会社
１　破産債権の届出期間　平成24年５月９日まで
２　一般調査期日　平成24年６月22日午前10時
平成24年３月26日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１７７６号
埼玉県新座市新座２丁目11番５号　メゾンヤナセ202号室、前住所埼玉県志木市幸町３丁目７番24号
破産者　小川　　現
１　破産債権の届出期間　平成24年５月10日まで
２　一般調査期日　平成24年６月18日午前10時15分
平成24年３月26日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５８７号
東京都板橋区三園２丁目17番５－304号セザールリバーサイド西高島平
破産者　森　　文雄
１　破産債権の届出期間　平成24年５月11日まで
２　一般調査期日　平成24年７月９日午前10時
平成24年３月26日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

債権者集会招集

平成２３年（フ）第４９２号
愛知県豊田市小川町１丁目９番地１　Ｔ’ｓ　Ｍａｒｃｈｅｒ　４Ｇ号、従前の住所香川県三豊市高瀬町上高瀬145番地７
破産者　渡邊　良夫
１　期日　平成24年７月９日午後３時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年３月27日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

免責審尋期日

平成２４年（フ）第１１９４号
東京都渋谷区松濤２丁目５－21
破産者　鴨志田惠美子
審尋期日　平成24年７月10日午後１時30分
平成24年３月23日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第１５号
長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1799番地１
清算株式会社　株式会社メルシャン軽井沢美術館
代表清算人　山本　治男
１　決定年月日　平成24年３月26日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
２　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
長野地方裁判所民事部

更生手続開始

平成２４年（ミ）第１・２号
東京都中央区八重洲２丁目２番１号
更生会社　エルピーダメモリ株式会社
代表者代表取締役　坂本　幸雄
秋田市雄和石田字山田89番地２
更生会社　秋田エルピーダメモリ株式会社
代表者代表取締役　五味　秀樹
１　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
２　主文　エルピーダメモリ株式会社、秋田エルピーダメモリ株式会社について更生手続を開始する。
３　管財人　小林　信明
同　　坂本　幸雄
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生会社が発行した下記の社債についての更生債権者又は更生担保権者の議決権は、当該社債について社債権者が更生債権若しくは更生担保権の届出をしたとき、若しくは届出名義の変更を受けたとき、又は会社更生法43条１項５号に規定する社債管理会社等が更生債権若しくは更生担保権の届出をした場合において、更生計画案を決議に付する決定があるまでに、裁判所に対し、社債権者が当該社債について議決権を行使する意思がある旨の申出をしたとき、若しくは申出名義の変更を受けたときでなければ行使することができない。
記
⑴　130％コールオプション条項付第２回無担保転換社債型新株予約権付社債（期中償還請求権及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）
⑵　130％コールオプション条項付第３回無担保転換社債型新株予約権付社債（期中償還請求権及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）
６　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成24年５月21日まで
７　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成24年６月26日から平成24年７月３日まで
８　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成24年８月14日まで
９　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成24年８月21日まで
東京地方裁判所民事第８部